

三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

〔平成 8 年 3 月 27 日〕
条 例 第 1 号

改正 平成 8 年 10 月 21 日条例第 4 号

平成 9 年 10 月 24 日条例第 2 号

平成 19 年 3 月 28 日条例第 2 号

平成 20 年 10 月 22 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、三島市外三ヶ市町箱根山林組合の議員（以下単に「議員」という。）に対する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 議 長 月額 16,000 円
- (2) 副議長 月額 13,000 円
- (3) 議 員 月額 11,000 円

(議員報酬の支給基準)

第 3 条 議員の議員報酬は、就任の日の属する月から任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会解散の日の属する月までの各月に対して支給する。

2 議員報酬は、いかなる場合も重複して受けることはできない。

(費用弁償)

第 4 条 議員が公務のため旅行したときは、議長については管理者に支給する旅費相当額を、副議長及び議員については副管理者に支給する旅費相当額をそれぞれ費用弁償として支給する。

2 前項に定めるもののほか、議員が職務を行ったときは、1 日につき 2,500 円を費用弁償として支給する。

(支給方法)

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、議員報酬及び費用弁償の支給方法については、組合の職員に支給する給与及び旅費の例による。

附 則 (平成 8 年条例第 1 号)

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 62 年三島市外三ヶ市町箱根山林組合条例第 1 号)は、廃止する。

附 則 (平成 8 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条の規定は、平成 8 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年条例第 2 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 9 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の三島市外三ヶ市町箱根山林組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則（平成 19 年条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。